

地方選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書

平成12年に地方分権一括法が施行されて以降、国と地方は対等・協力の関係へと大きく転換し、地方の自主性・自立性が高まるとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、地方政治の責任は一層重くなっている。

このような中、有権者が候補者の政策等を知る機会を拡充するため、平成19年に地方公共団体の長の選挙におけるビラ頒布が可能となり、平成25年にはインターネット選挙運動が解禁、さらに平成27年には選挙権年齢を18歳以上に引き下げることが決まる等、政策本位の選挙の実現に向け一定の進展が見られてきた。

また、平成28年4月1日の参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、地方議会議員選挙におけるビラ頒布に関する附帯決議が可決されたことは、今後の法改正に期待がもてることである。

現在、我が国で進めている地方創生の成功の鍵となるのは、各自治体の地域活性化につながる自立したさまざまな政策であり、その政策を首長とともに推進していく地方議会の選挙のあり方を政策本位にしていくことが、地方創生には何より欠かせないものである。

しかし、二元代表制の一翼を担う地方議会の議員の選挙については、選挙公報の発行がなされているものの、そのスペースは狭く、有権者に候補者の思いが伝わっているとは言い難く、また、いまだビラの頒布が禁じられており、候補者の政策等を知る手段が十分とは言えない状況にある。

よって国においては、有権者が候補者の政策等を知る機会のさらなる拡充のため、地方議会議員選挙において、選挙運動のために使用するビラの頒布を可能とするよう、早急な公職選挙法の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月14日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

殿

内閣総理大臣

総務大臣